

議案第 80 号

箱根町町税条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 29 年 12 月 5 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 2 号）が公布されたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するもの。

## 箱根町町税条例の一部を改正する条例

箱根町町税条例（昭和 51 年箱根町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（法第 349 条の 3 第 28 項等の条例で定める割合）

第 19 条の 3 法第 349 条の 3 第 28 項に規定する条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

2 法第 349 条の 3 第 29 項に規定する条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

3 法第 349 条の 3 第 30 項に規定する条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

第 22 条第 1 項中「第 15 条の 3 第 2 項」を「第 15 条の 3 第 3 項並びに第 15 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項」に改める。

第 22 条の 2 の見出し中「第 352 条の 2 第 5 項及び第 6 項」を「第 352 条の 2 第 5 項から第 7 項まで」に、「あん分」を「按分」に改め、同条第 1 項中「あん分」を「按分」に改め、同条第 2 項中「以下本項及び」を削り、「あん分」を「按分」に、「以後 3 年」を「から起算して 3 年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する被災市街地復興推進地域（第 26 条の 2 において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第 26 条の 2 において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の 1 月 1 日から起算して 4 年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第 3 項中「あん分」を「按分」に改める。

第 26 条の 2 第 1 項中「以後 3 年」を「から起算して 3 年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の 1 月 1 日から起算して 4 年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第 2 項中「以後 3 年」を「から起算して 3 年」に改め、「各年度分」の

次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の 1 月 1 日から起算して 4 年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第 25 項を削り、附則第 24 項中「車両番号の指定」の次に「(以下「初回車両番号指定」という。)」を加え、同項を附則第 25 項とし、附則第 20 項から附則第 23 項までを 1 項ずつ繰り下げる。

附則第 19 項中「附則第 15 条第 40 項」を「附則第 15 条第 44 項」に、「4 分の 3」を「2 分の 1」に改め、同項を附則第 20 項とする。

附則第 18 項中「附則第 15 条第 33 項第 2 号ハ」を「附則第 15 条第 32 項第 2 号ハ」に、「2 分の 1」を「3 分の 2」に改め、同項を附則第 19 項とする。

附則第 17 項中「附則第 15 条第 33 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 32 項第 2 号ロ」に、「2 分の 1」を「3 分の 2」に改め、同項を附則第 18 項とする。

附則第 16 項中「附則第 15 条第 33 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 32 項第 2 号イ」に、「2 分の 1」を「3 分の 2」に改め、同項を附則第 17 項とする。

附則第 15 項中「附則第 15 条第 33 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 32 項第 1 号ロ」に、「3 分の 2」を「6 分の 5」に改め、同項を附則第 16 項とする。

附則第 14 項中「附則第 15 条第 33 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 32 項第 1 号イ」に、「3 分の 2」を「6 分の 5」に改め、同項を附則第 15 項とし、附則第 10 項から附則第 13 項までを 1 項ずつ繰り下げる。

附則第 9 項に見出しとして「(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)」を付し、同項中「附則第 7 条第 11 項」を「附則第 7 条第 14 項」に、「附則第 12 条第 24 項」を「附則第 12 条第 26 項」に改め、同項を附則第 10 項とする。

附則第 8 項の見出し中「等」を削り、同項中「附則第 12 条第 24 項」を「附則第 12 条第 26 項」に改め、同項の次に次の 1 項を加える。

(特定耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)

9 法附則第 15 条の 9 の 2 第 1 項に規定する特定耐震基準適合住宅に

ついて、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 11 項各号に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかった理由

附則に次の 6 項を加える。

(平成 29 年度分の軽自動車税の税率の特例)

26 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 29 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成 29 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア(イ)	3,900 円	1,000 円
第 2 号ア(ウ) a	6,900 円	1,800 円
	10,800 円	2,700 円
第 2 号ア(ウ) b	3,800 円	1,000 円
	5,000 円	1,300 円

27 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項、附則第 30 項及び附則第 31 項において同じ。)に対する第 29 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成 29 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同

条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア(イ)	3,900 円	2,000 円
第 2 号ア(ウ) a	6,900 円	3,500 円
	10,800 円	5,400 円
第 2 号ア(ウ) b	3,800 円	1,900 円
	5,000 円	2,500 円

28 法附則第 30 条第 5 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第 29 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成 29 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア(イ)	3,900 円	3,000 円
第 2 号ア(ウ) a	6,900 円	5,200 円
	10,800 円	8,100 円
第 2 号ア(ウ) b	3,800 円	2,900 円
	5,000 円	3,800 円

（平成 30 年度分及び平成 31 年度分の軽自動車税の税率の特例）

29 法附則第 30 条第 6 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 29 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、附則第 26 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

30 法附則第 30 条第 7 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 29 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号

指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、附則第 27 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 31 法附則第 30 条第 8 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第 29 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、附則第 28 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（固定資産税に関する経過措置）
- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の箱根町町税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 28 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 19 条の 3 の規定は、平成 30 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 29 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第 22 条の 2 第 2 項及び第 26 条の 2 の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 2 号）による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下次項において「旧

法」という。) 第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 5 平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された旧法附則第 15 条第 40 項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 6 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成 29 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成 28 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。